

事業復活支援金の申請について

1. 概要

・新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた中堅・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金が支給されます。

以下の給付対象①②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となる可能性があります。

2. 給付対象

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少している事業者

3. 給付額

基準期間の売上高 — 対象月の売上高 × 5

※基準期間は、「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間

※対象月は、2021年11月～2022年3月のいずれかの月

(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月)

① 中小法人等

給付上限額	年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円～5億円	年間売上高 5億円以上
50%以上減少	100万円	150万円	250万円
30%以上50%未満	60万円	90万円	150万円

② 個人事業者

50%以上減少	50万円
30%以上50%未満	30万円

4. 申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

5. 申請・相談窓口

相談窓口 0120-789-140 (8:30～19:00)

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>



消費税インボイス制度への準備はすんでいますか？

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除額の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。この制度は、免税事業者を含めてすべての事業者が対象となる可能性があります。

導入後は、仕入控除の対象となる事業所になる場合は、税務署長に申請して適格請求書発行事業者になる必要があります。

○適格請求書とは？

売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段で一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいいます。

記載事項は、①適格請求者発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目であることがわかるように） ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率 ⑤消費税額等

○適格請求書発行事業者登録制度とは？

・適格請求書を発行できるのは、適格請求者発行事業者に限られます。

・適格請求者発行事業者になるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。ただし、課税業者でなければ登録を受けることができません。

※適格請求者発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税業者にならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

※登録事業者の申請期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までとなります。

詳しくは、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) でご確認ください。



所得税・消費税個別指導会の開催について

開催日時 3月 3日（木） 地引税理士
3月 9日（水） 石井税理士
3月11日（金） 地引税理士

※時間は、いずれも10時～15時となります。

開催場所 長南町商工会館 会議室

相談料 無 料

※ご相談をご希望の方は、事前に希望時間を長南町商工会（TEL0475-46-0188）まで、お申し込みをお願いします。

確定申告はお早めに！

どんな場面でも、基本的な**感染防止対策**を！

こまめな
**手洗い・
手指消毒**



マスクの着用



適度な換気



職場では
**テレワークと
時差出勤**